

## 公示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び同法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月1日

北海道運輸局長 井上 健二

記

### 1. 届出の内容

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	令7A第2号
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業の名称	株式会社じょうてつ
廃止となる路線	<p>藻岩山スキー場線 「真駒内駅～藻岩山スキー場」 起点：札幌市南区南35条西10丁目13番地先 終点：札幌市南区藻岩下1991番地先 1キロ500メートル</p> <p>南4系統 「啓明ターミナル～真駒内駅」 起点：札幌市中央区南13条西22丁目14番地先 終点：札幌市中央区南30条西11丁目1番地先 2キロ990メートル</p> <p>12系統 「真駒内駅～簾舞小学校経由～定山渓車庫前」 起点：札幌市南区藤野2条9丁目265番地先 終点：札幌市南区簾舞2条5丁目448-8番地先 2キロ640メートル</p> <p>南64系統 「札幌駅北口～真駒内本町」 起点：札幌市中央区北1条西11丁目3番地3先 終点：札幌市北区北7条西3丁目25番地先 2キロ080メートル</p>
廃止の予定日	令和7年12月1日
廃止を必要とする理由	藻岩山スキー場線は、乗務員不足により2種免許保有の事務員を時間外勤務として充当していたが、その

事務員による補完も困難な状況となつたため。  
南4、12、南64系統は、比較的利用者が少なく代替交通手段が存在する系統でもあり、これらの廃止を行うことで、著しい混雑が発生しており、より多くの利用者がいる南54、南55系統を増便することにより、利用者利便の向上と混雑緩和を図るため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書（別添様式参照）を北海道運輸局又は北海道運輸局札幌運輸支局まで提出してください。（郵送による場合は、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に對して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### （参考）

1. 道路運送法第15条の2第2項の「利害関係人」とは、同法施行規則第15条の7によるものをいい、例示として次のような者が考えられます。
  - (1) 当該路線の廃止後において、乗合運送を行うことが想定される別の一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (2) 廃止を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 当該路線の沿線地域の経済団体（商工会議所等）
  - (4) 当該路線の沿線地域の相当数の利用者が参画し、当該路線に関連する利用者団体
2. 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6月前までに届け出ることで実施可能となっています。
3. この意見の聴取は、本事案に係る路線の廃止を行つた場合における旅客の利便の確保に関し、北海道運輸局長が関係地方公共団体及び利害関係人から行うものです。  
また、意見の聴取の結果により、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実

施日の繰り上げが可能かどうかの判断を行います。

4. 意見の聴取において届出を行った事業者が廃止の実施日の繰り上げを希望し、かつ、関係地方公共団体及び利害関係人から特段の意見がなかった場合等において、旅客の利便を阻害しないと認められるときは、廃止の実施日の繰り上げを認めることができます。

(問い合わせ先及び意見の聴取申請書提出先)

- ・北海道運輸局自動車交通部 旅客第一課  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎  
Tel011-290-2741
- ・北海道運輸局札幌運輸支局 輸送・監査担当  
〒065-0028  
札幌市東区北28条東1丁目1番1号  
Tel011-731-7167

(意見聴取申請書様式例)

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名（法人又は団体）  
電話番号

### 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する意見聴取申請書

今般、令和7年7月1日付け北海道運輸局公示第17号で公示された下記の件名に対して意見を述べたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の件名及び事業番号
2. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
3. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

(注意事項)

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に北海道運輸局又は事業を管轄する運輸支局へ提出してください。

なお、郵送で申請する場合は、消印日が公示の日から10日以内であれば有効とします。